

薬食安発 0623 第 1 号

平成 26 年 6 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

家庭用電気マッサージ器に関する自主点検等について

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、平成 24 年 5 月 10 日付け薬食安発 0510 第 1 号「家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）」において添付文書又は取扱説明書における注意事項に従い、正しく使用していただくよう、使用者への周知のお願いをしていたところです。

この度、家庭用電気マッサージ器の誤った使用（ローラー部の布カバーが外れた状態での使用、本来足に使用するものを背中に使用）により、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死した事例が再度発生し、該当の製造販売業者は使用中止を呼びかけています（別紙 1 参照）。家庭用電気マッサージ器については、これまでも適正使用の徹底について注意喚起を図ってきましたが、このような事故が再発したことを受け、貴管下の家庭用電気マッサージ器の製造販売業者に対し、下記のとおり自主点検を行うよう指導方よろしくお願ひします。

また、家庭用電気マッサージ器の適正な使用について、各都道府県の広報誌等に掲載するなど、使用者へ広く周知方御協力お願ひします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、別紙 2 のとおり情報を掲載

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000048680.html>) するとともに、別紙3のとおり関係団体にも情報提供の徹底を依頼しています。

記

1. 対象

これまでに製造販売した（販売終了、中止等含む）全ての家庭用電気マッサージ器のうち、以下の全てに該当するもの。

- ①可搬型のローラー式マッサージ器であること。
- ②保護カバー（取り外すと駆動部又は運動部が露出するカバー）が設計仕様として取り外し可能であること（カバーの洗濯や交換が設計コンセプトとなっているもの）。

2. 自主点検内容

1. に該当する製品について以下の点検を行うこと。

- ①保護カバーを取り外した場合に動作するか確認を行うこと。
- ②①において動作する場合、当該品目について保護カバーを取り外した状態で、紐や衣服等が巻き込まれるか否か確認を行うこと。

3. 自主点検結果について

2. により確認した結果、製品に紐、衣服等が巻き込まれるリスクがあった場合は、使用者への適切な情報提供等の対策を検討した上で、厚生労働省医薬食品局安全対策課に相談すること。

以上

薬食安発 0623 第 2 号

平成 26 年 6 月 23 日

消費者庁消費者安全課長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、平成 24 年 5 月 10 日付け薬食安発 0510 第 1 号「家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）」において添付文書又は取扱説明書における注意事項に従い、正しく使用していただくよう、使用者への周知のお願いをしていたところです。

この度、家庭用電気マッサージ器の誤った使用（ローラー部の布カバーが外れた状態での使用、本来足に使用するものを背中に使用）により、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死した事例が再度発生しました（別紙 1 参照）。家庭用電気マッサージ器については、これまでも適正使用の徹底について注意喚起を図ってきましたが、このような事故が再発したことを受け、別紙 2 のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対し、製品の自主点検を行うよう家庭用電気マッサージ器の製造販売業者への指導をお願いしたところです。

家庭用電気マッサージ器は、一般消費者が使用するものであり、その適正使用について広く情報を提供することが重要です。つきましては、家庭用電気マッサージ器の適正な使用について、貴庁におかれても、使用者へ広く周知方御協力をお願いします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、別紙 3 のとおり情報を掲載（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000048680.html>）するとともに、別紙 4 のとおり関係団体にも情報提供の徹底を依頼しています。

薬食安発 0623 第 3 号

平成 26 年 6 月 23 日

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

家庭用電気マッサージ器の自主点検等について

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、平成 24 年 5 月 10 日付け薬食安発 0510 第 1 号「家庭用電気マッサージ器の適正使用に関する周知等について（協力依頼）」において添付文書又は取扱説明書における注意事項に従い、正しく使用していただくよう、使用者への周知のお願いをしていたところです。

この度、家庭用電気マッサージ器の誤った使用（ローラー部の布カバーが外れた状態での使用、本来足に使用するものを背中に使用）により、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死した事例が再度発生しました（別紙 1 参照）。家庭用電気マッサージ器については、これまでも適正使用の徹底について注意喚起を図ってきましたが、このような事故が再発したことを受け、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対し、製品の自主点検を行うよう家庭用電気マッサージ器の製造販売業者への指導をお願いしたところです。

つきましては、貴会におかれても貴会会員に対し、別紙のとおり自主点検を行うことを周知していただくとともに、同様の事故がこれ以上発生することを防止するため、家庭用電気マッサージ器の適正使用について、誤った使用方法による健康被害のリスクを含め、広く消費者に向けて情報提供するよう改めてお願いします。